

令和7年7月24日

まちづくり委員会資料

陳情の審査

陳情第108号 多目的トイレのリフトの設置に関する陳情

資料 陳情第108号 多目的トイレのリフトの設置に関する陳情について

参考資料1 川崎市福祉のまちづくり条例（抜粋）

参考資料2 川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

参考資料3 川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル（抜粋）

まちづくり局

陳情第108号

多目的トイレのリフトの設置に関する陳情について

説明内容

- 1 高齢者、障害者等の移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省監修）について**
- 2 川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準及び整備マニュアルについて**
- 3 介護リフトについて**
- 4 市有施設の介護リフト設置状況について**
- 5 陳情要旨に対する本市の見解**

1 高齢者、障害者等の移動等に配慮した 建築設計標準（国土交通省監修）について

（１） 概要

（２） トイレの計画・設計の考え方

1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省監修）について

(1) 概要

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしています。

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」は、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、ハード面やソフト面で必要とされる標準的な整備等を実際の設計でどのように企画・計画し、具現化していくかを示す適切な設計情報等を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして国土交通省が定めたものです。

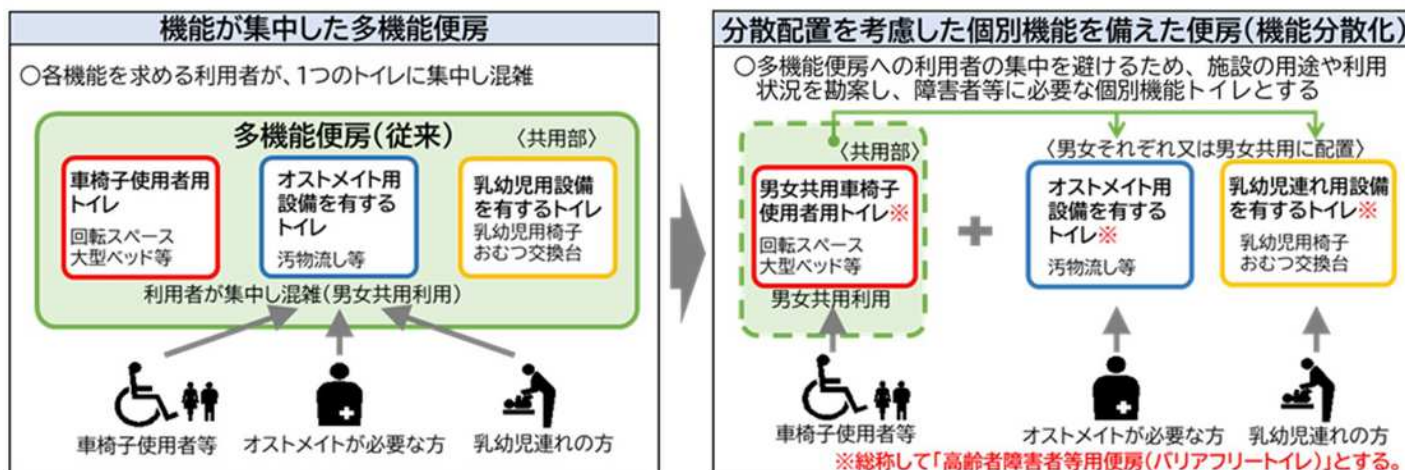
1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省監修）について

(2) トイレの計画・設計の考え方

建築設計標準において、トイレの計画・設計の考え方については、『施設用途や規模、施設内のトイレの設置階を踏まえ、「車椅子使用者用トイレ」等の設置位置、設置数を検討することとされており、「車椅子使用者用トイレ」を設置する場合は、利用者の状況やスペース等に応じて、施設全体に適切に配置することが求められる』とされています。

なお、令和3年の改定において、『「多機能（多目的）トイレ」については、**利用者集中を避けるため、個別機能の分散配置を促進する方針**が示され、現行の建築設計標準においても、「**車椅子使用者用トイレ**」、「**オストメイト用設備を有するトイレ**」及び「**乳幼児設備等を有するトイレ**」は分散して設けることを基本とする。』と示されています。

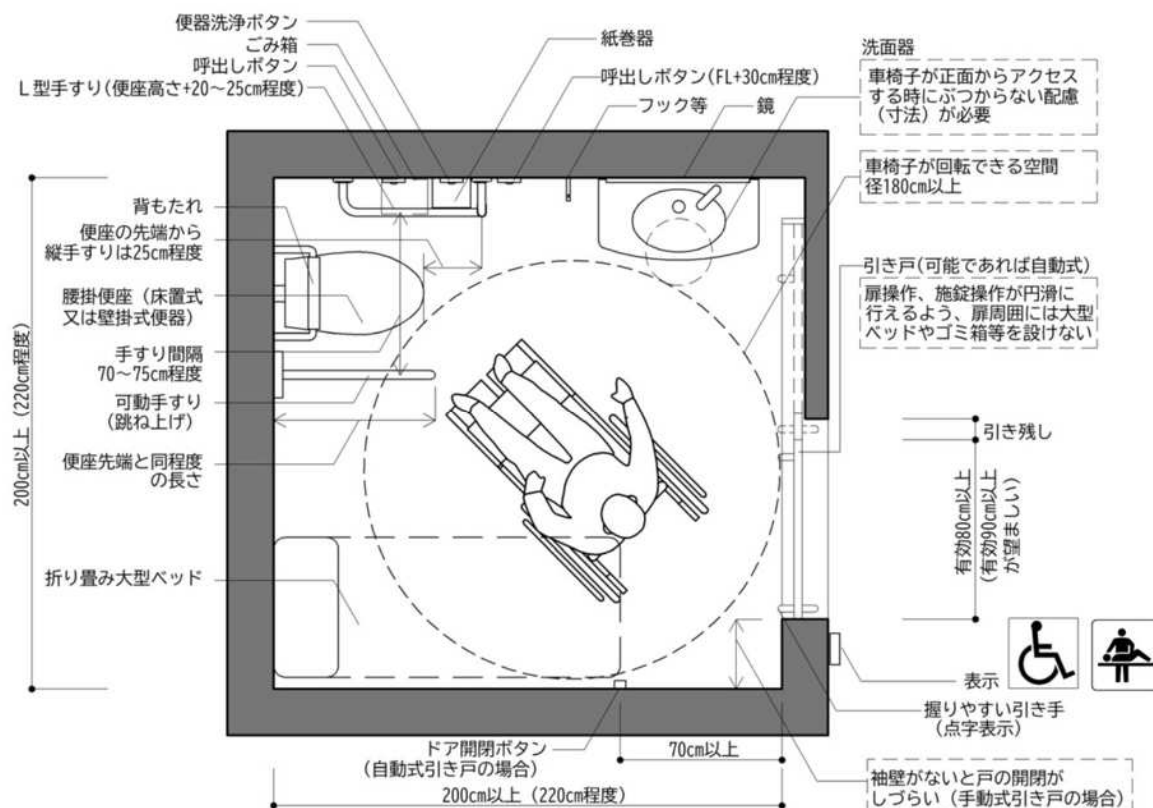
<各種便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進>



図：
建築設計標準（令和3年3月）P112より

1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（国土交通省監修）について

「車椅子使用者用トイレ」の整備については、法令で出入口の幅や手すりの設置等に関する基準が定められております。また、国の建築設計標準においては、社会の要請に合わせた積極的な整備が必要であるものとして、排泄介助が必要な障害者等の脱衣・オムツ交換等に配慮した大型ベッド付きの車椅子使用者用トイレが示されており、その整備にあたって、トイレ内の各設備の設置位置の配慮や十分なスペース確保を求めていますが、**介護リフトの設置については示されていません**。



図：
建築設計標準（令和7年5月）国土交通省P107より

2 川崎市福祉のまちづくり条例の 整備基準及び整備マニュアルについて

- (1) 条例施行規則に規定するトイレの整備基準**
- (2) 条例整備マニュアル**

2 川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準及び整備マニュアルについて

(1) 条例施行規則に規定するトイレの整備基準

本市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、川崎市**福祉のまちづくり条例**（以下「条例」という。）を定めるとともに、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、川崎市**福祉のまちづくり条例施行規則**（以下「施行規則」という。）を定めています。

条例及び施行規則では、地方自治法に基づく自主規定として、バリアフリー法施行令のバリアフリー基準^{※1}に基づき、本市独自の基準を定めており、基準適合命令等の強制力はありませんが、**一定規模・用途の公共的施設^{※2}の新築・増築等をする場合に、当該建築計画の整備基準への適合状況に関する事前協議の実施を事業者に求め、きめ細やかな指導を行っています。**

※1 正式名称は「建築物移動等円滑化基準」

※2 公共的施設：官公庁、社会福祉施設、病院、学校、ホテル、商業施設、鉄道駅、公園等

2 川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準及び整備マニュアルについて

(1) 条例施行規則に規定するトイレの整備基準

施行規則では、建築物の「敷地内通路」「出入口」「廊下」「エレベーター」「便所（トイレ）」等の項目に関して、詳細な整備基準を定め、公共的施設の新築等の際に整備基準の遵守を求めるとともに、事業者に対し、事前協議で市として指導を行っています。

令和6年6月のバリアフリー法施行令改正を受け、本市でもトイレや車椅子使用者用駐車場の設置数等に係る整備基準の見直しを行うため、条例及び同施行規則の改正を令和7年3月及び4月に行ったところです。

<条例施行規則の改正概要>

	改正前		改正後
便所（トイレ）	利用者の利用に供する便所を設ける場合、1以上の車椅子使用者用トイレを設ける	→	原則各階に1以上 の利用者の利用に供する便所を設ける 原則、各階に1以上 の車椅子使用者用トイレを設ける
車椅子使用者用駐車場	総台数が100台以下の場合は1台以上、101台以上の場合は1%以上の車椅子使用者用駐車場を設置	→	総台数が 200台以下の場合は2%以上、201台以上の場合は1% + 2台以上 の車椅子使用者用駐車場を設置
劇場等の客席等	客席数が500席以下の場合は2以上、501席以上の場合は0.5%以上の車椅子使用者用客席を設ける	→	客席数が 400席以下の場合は2以上、401席以上の場合は0.5%以上 の車椅子使用者用客席を設ける

2 川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準及び整備マニュアルについて

(1) 条例施行規則に規定するトイレの整備基準

施行規則における、建築物の便所（トイレ）についての整備基準では、利用者の利用に供するトイレの設置数やトイレの構造に関する基準を定めており、そのうち、**車椅子使用者用トイレの構造については、出入口の幅員及び戸の構造、**トイレの広さ、腰掛便座の設置や手すりの設置**等を定めています。**

なお、車椅子使用者用トイレの構造に係る基準については、令和7年の改正前後で、内容に変更はありません。

便所（トイレ）の整備基準のうち車椅子使用者用トイレの構造に係る規定

(川崎市福祉のまちづくり条例施行規則 別表2 8便所)

(2)		床は滑りにくい仕上げとすること。
(5)	ア	出入口の幅は80cm以上とすること。
	イ	出入口の戸は車椅子使用者が開閉・通過しやすい構造で前後に高低差がないこと。
	ウ	便器は腰掛式とし手すりを設けること。
	エ	幅及び奥行はそれぞれ200cm以上とすること。
	オ	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。
	カ	高齢者、障害者等が円滑に利用できる附属器具とし、緊急通報装置を必要に応じ設けること。
	キ	男子小便器を設ける場合は床置き式等とし、手すりを設けること。
	ク	荷物台を設置するよう努めること。
	ケ	直接地上へ通じる出入口のある階に設けるよう努めること。

2 川崎市福祉のまちづくり条例の整備基準及び整備マニュアルについて

(2) 条例整備マニュアル

本市では、国の建築設計標準を参考に、建築主や設計者等が条例施行規則で規定する整備基準に適合する建築計画等を検討する際のガイドラインとして条例整備マニュアルを策定しています。

条例整備マニュアルにおいて、車椅子利用者用トイレへの大型ベッドの設置については「望ましい水準」としていますが、介護リフトについては、国の建築設計標準と同様に記載しておりません。

また、本市を含む全国の7政令市[※]で、独自の条例を制定し、整備基準及び整備マニュアル等を定めていますが、トイレへの介護リフト設置に関する基準や記載は、現時点ではありません。

政令市	整備マニュアル等名称	トイレへの介護リフトの設置に関する記載
札幌市	札幌市福祉のまちづくり条例整備マニュアル	なし
仙台市	仙台市ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル	なし
さいたま市	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例整備基準マニュアル	なし
横浜市	横浜市福祉のまちづくり条例整備マニュアル	なし
京都市	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例整備マニュアル	なし
福岡市	福岡市福祉のまちづくり条例整備マニュアル	なし
川崎市	川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル	なし

※その他の政令市は府県条例を運用しているが、こちらについても便所への介護リフトの記載はない。

3 介護リフトについて

3 介護リフトについて

介護リフトは、要介護者の安全な移乗や介助者の介護負担（腱鞘炎や腰痛予防）軽減のための電動巻上式装置で、主に車椅子等からベッド、浴室の浴槽、トイレの便器等への移乗を安全かつ円滑に行うことを目的に設置される福祉用具です。

介護リフトには、天井走行リフトや床走行式リフト、ベッド固定式リフト等といった、様々な種類のものがありますが、いずれも介助者が操作し、吊り具（スリング）で要介護者を持ち上げ、移乗を行うものとなっています。

また、吊り具についても、いくつかの種類があり、要介護者の状況に応じて適切に選択する必要があります。また、正しい方法で装着を行う必要があります。



写真

左：床走行式電動介護リフト
（パラマウントベッド㈱）

右：介護リフトつるべ
（㈱モリトー）

（出典：かわさき基準（KIS）認証福祉製品一覧（市ホームページ掲載））

吊り具（スリング）



3 介護リフトについて

介護リフトの施設への設置及び管理にあたっては、利用者が安全に利用できるよう、施設管理者による日常的な点検の実施やメーカーによる定期点検を行う必要があるとともに、施設管理者にはリフトの使用・管理に関する正しい知識の習得が求められます。

また、介護リフトは、これまでに**落下による死亡事象事例もあることから、要介護者を安全にベッド等に移乗させるために、吊り具の着脱方法や要介護者のリフトへの固定等、介護リフトの取扱いや操作に関する知識を習得、訓練を受けた介助者が操作する必要があります。**

介護リフトを安全にお使いいただくには
「日常の点検」を必ず行ってください！

いつもと違うか、日常点検しにチェックしましょう！
異常があったらメーカーかお買い求めになった販売店へご連絡してください！

日常点検

- 危険度 ★★★★★
☐ **リフトベルトの消耗点検**
ご使用時には、必ずリフトのベルトの消耗点検を行い、異常を確認しましょう。
- 危険度 ★★★★★
☐ **異音や異常振動の点検**
リフトやレールから異常音や異常振動が聞こえる場合は、使用を中止し、メーカーかお買い求めになった販売店にすぐ連絡しましょう。
- 危険度 ★★★★★
☐ **バッテリーの点検**
使用前後、必ずバッテリーの充電状態を確認してください。充電が満タンの状態で使用してください。

定期点検

- 危険度 ★★★★★
☐ **定期点検**
ご購入されたリフトの取扱説明書に記載された定期点検の時期、定期点検の項目を守って点検を行ってください。
施設でご利用の場合は、定期的にリフトや吊り具に関する職場研修を実施してください。

保管場所にも注意！
リフトは乾燥した場所で保管してください。直射日光や雨風を避け、湿気や水気を避け、清潔な状態で保管してください。

JASPA 介護リフト普及協会 Tel.03-3437-2623 Fax.03-3437-2624
ホームページアドレス: <https://jaspa-net.com/pages/top/index.html>

介護リフトを安全にお使いいただくには
「正しい使い方」を必ず守ってください！

使用前に必ず「取扱説明書」をよく読み、指示どおりのご使用をお願いします。

- 危険度 ★★★★★
☐ **吊り具は正しい方法で装着を行ってください。**
吊り具は利用者の状態に適合したものを使用しましょう。
- 危険度 ★★★★★
☐ **吊り具の装着方法を正しく行っているか。**
正しい装着方法を行わないと大変危険なため、正しい装着方法を行ってください。
- 危険度 ★★★★★
☐ **利用者に合った吊り具を使用しているか。**
利用者の状態に合った吊り具を使用してください。利用者の状態が変化した場合は、新しく吊り具を選定してください。

指さし確認で必ずチェックしましょう。

- 危険度 ★★★★★
☐ **吊り具がハンガーフックに確実に掛かっているか。**
確実に掛かっているか吊り具のストラップすべてで確認してください。

リフトの操作方法、吊り具の装着方法でご利用の際は、必ず取扱説明書や吊り具の取扱い説明書、吊り具の取扱い説明書（吊り具の取扱い説明書）をよく読んでください。

JASPA リフト
ホームページアドレス: <https://jaspa-net.com/pages/top/index.html>

図：リフトの安全な使用について
出典：(一社)日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)ホームページ

3 介護リフトについて

<製品評価技術基盤機構公表 介護リフトの事故情報 (2025/5/14更新)>

発生日	状況	事故内容
2024/12/4	軽傷	天井走行式介護リフトを使用中、レールが落下して周辺を破損し、頭部に軽傷を負った。
2024/6/3	重傷	施設で介護リフトを使用し、搭乗者をベッドから車椅子に移乗していたところ、転落し負傷した。
2024/5/4	軽傷	介護リフトを使用中、アームが折れて転倒し、軽傷を負った。
2024/3/11	重傷	当該製品を使用し、搭乗者を車椅子からベッドに移乗させようとしたところ、ストラップが外れて床に転落し、首を負傷した。
2024/2/19	軽傷	介護リフト（入浴用）付近から火が出て、1人が軽傷を負った。
2022/9/17	軽傷	天井走行式介護リフトを使用中、レールが落下して、頭部に軽傷を負った。
2020/12/20	軽傷	介護リフトを使用中、アームが要介護者の頭部に当たり、軽傷を負った。
2019/12/15	軽傷	介護リフト（床走行式）を使用中、アームが要介護者の額に当たって裂傷を負った。
2019/8/5	重傷	介護リフトにスリングシートを装着して、搭乗者をベッドから車椅子に移乗していたところ、転落し左足を負傷した。
2018/9/5	軽傷	使用中の介護リフト（入浴用）の吊り下げアームとモーターの接続が外れて頭部を裂傷し、顔に打撲を負った。
2018/3/9	死亡	使用者が介護用リフトにつられた状態で発見され、死亡が確認された。
2015/12/2	軽傷	車椅子用介護リフトを使用中、吊り具ベルトが破断し要介護者が転落し、打撲を負った。
2014/8/26	死亡	施設で介護用リフトを使用して搭乗者をベッドから車椅子に移動中、ストラップが外れて床に落下し、病院に搬送後、死亡した。
		ほか4件

出典：(一社)日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)ホームページに掲載の事故情報一覧を一部加工して掲載

4 市有施設の 介護リフト設置状況について

4 市有施設の介護リフト設置状況について

本市の市有施設では、医療施設や老人福祉施設、障害者福祉施設のうち、10施設において介護リフトを設置しています。設置施設は、いずれも専門知識を有する介助スタッフがいる施設で、設置場所は、特定の施設利用者や入居者が使用する場所となっています。

<市有施設の介護リフト設置状況>

	施設名称	施設属性	リフト設置場所				施設位置 (区)	施設所管
			居室	便所	浴室	その他		
1	川崎市立川崎病院	医療施設			●		川崎	病院局
2	養護老人ホーム恵楽園	老人福祉施設			●		高津	健康福祉局
3	特別養護老人ホーム多摩川の里				●		多摩	
4	川崎市南部リハビリテーションセンター (南部日中活動センター)	障害者福祉施設			●		川崎	
5	井田重度障害者等生活施設		●		●	移動式リフト(居室で使用)	中原	
6	北部身体障害者福祉会館			●			高津	
7	川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館		※		●	※作業室	多摩	
8	川崎市柿生学園				●		麻生	
9	川崎市北部リハビリテーションセンター (北部在宅支援室)		※			※機能訓練室		
10	川崎市北部リハビリテーションセンター (北部日中活動センター)				●			

5 陳情要旨に対する本市の見解

5 陳情要旨に対する本市の見解

条例では、新しい施設を作るときには、高齢者、障害者等の利用に配慮するよう、「便所(トイレ)」をはじめとした各種整備基準を定めており、令和6年6月のバリアフリー法施行令の改正に伴い、トイレや車椅子使用者用駐車施設の設置数等の基準の見直しについて、令和7年3月に条例、同年4月に同施行規則の改正を行ったところでございます。

介護リフトの使用は施設管理者の適切な管理の下、訓練を積んだ介助者が操作することを前提とした福祉用具で、安全性を確保した上での利用環境が欠かせないものであることから、条例の整備基準等で不特定多数の利用が見込まれる公共的施設の車椅子使用者用トイレに対して、**介護リフトの設置を一律に義務付けることは望ましくない**と考えております。